

第4 総務部（総務課）が所管する債権

1. 大学授業料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8 款：使用料・手数料— 1 項：使用料— 1 1 目：教育使用料— 1 節：教育総務関係使用料

イ. 担当部署

総務部 総務課 企画予算係

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県立女子大学の授業料等に関する条例に基づく非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

大学の授業料であり、上記条例第4条により、年度を前期と後期の二期に分けて、前期は4月、後期は10月に学生から徴収することになっている。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,011,600円	519,602,800円	519,810,700円	0円	803,700円

イ. 収入未済額（平成29年度末）の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成27年度	803,700円	3件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

<調定の実施状況・納期限の設定状況等>

平成29年度の授業料については、平成29年4月及び10月に調定が行われている。また、収入未済となっている債権（授業料）については平成27年度のものであるため、平成28年度と平成29年度に、各々4月1日付けで繰越調定が行われている。

<適時・適切に回収できない具体的理由>

収入未済となっている平成27年度の債権（授業料）については、授業料の未納により除籍処分（群馬県立女子大学学則第25条第1項第1号）となった学生の授業料であり、学生の除籍後に徴収をしなければならない状況となっているため、徴収が困難になっている。

<納入通知>

納入通知書については、財務会計システムを利用して定型的な書式のものを発行・使用しているが、同システムを利用した納入通知書には、行政不服審査法に基づく教示はなされていない。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に行われた不納欠損処理はない。県立女子大学の授業料については、直近で不納欠損処理が行われたのは平成24年度であるが、不納欠損処理に関する文書の保存年限が5年間であるため、平成24年度の不納欠損処理に関する文書はすでに廃棄されており、文書を閲覧して内容を確認することはできなかった。文書自体は存在しなかったものの、不納欠損処理をした理由については、再三にわたる催告にもかかわらず、授業料の納付がなく、時効期間が経過したことによるとのことであった。不納欠損処理の時期について取扱基準は特にない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

収入未済となっている債権（授業料）については、債務者毎に文書ソフトでデータ管理をしている。

<担当者の権限分配の状況>

平成29年度までの債権管理については、県立女子大学の会計図書係と学生係が連携し取り組んできたとのことであるが、主担当は会計図書係長一名となっていた。なお、県立女子大学の公立大学法人への移行に伴い、県総務課に収入未済の債権として引き継がれたため、平成30年度以降の債権管理担当は県総務課となっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

入学手続き時に、学生本人の住所、電話番号、既往症、予防接種歴及び保証人（原則として学生の父母）の住所、職業、続柄といった情報を収集し保管している。また、入学後、学生本人のメールアドレス、携帯電話番号及び保護者の住所、電話番号といった情報を収集し保管している。

<調査の方法と頻度>

在校生については、学生本人からの変更申し出により、変更後の住所、電話番号などの情報を把握しているが、授業料の未納により除籍処分とされた者については、除籍者等と連絡が取れた際に、変更後の住所、電話番号などの情報を確認している状況である。債権管理のために戸籍や住民票を調査する法的権限はない。また、住民基本台帳法37条1項に基づく、住民基本台帳に記録されている事項に関する資料提供の依頼は行われていない。

<債務者との通信・面談>

債務者2名のうち、1名については、平成28年5月7日から平成29年7

月 1 日までの間の交渉記録等が文書ソフトでデータ保管されているが、それ以降は交渉をしていないため、交渉記録等は存在しない。もう 1 名については、平成 28 年 5 月 26 日に、本人及び保護者あてに催告状を送付した記録しか残されておらず、それ以降の交渉記録等は存在しない。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

消滅時効の起算点は明確であるが、時効期間の管理については、文書ソフトに交渉記録等が残されているだけである。

<中断措置の有無・方法>

過去 5 年間では時効完成した事例はない。直近の時効完成に基づく不納欠損処理は平成 24 年度になるが、不納欠損処理に関する文書がすでに廃棄済みであるため、時効中断措置の有無については確認できなかった。平成 27 年度の収入未済債権については債務承認書等を徴求していない。

<時効完成後の対応>

時効期間経過後の収入未済債権については、不納欠損処理を行うということになり、直近では、平成 24 年度に、時効期間が経過した収入未済債権について不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

収入未済債権に対する督促の実施状況については、手紙とメールだけの催告・交渉だけであり、訪問や財産調査は行われていない。債務者 2 名のうち 1 名については、催告状送付直後の平成 28 年 5 月 16 日から平成 29 年 7 月 11 日までの間メールで分納交渉等が行われたが、それ以降は一切催告、交渉が行われていない。もう 1 名については、平成 28 年 5 月 26 日に催告状を送付しただけであり、その後の催告、交渉は一切行われていない。

<延滞金等>

督促手数料・延滞金については、徴収する根拠となる条例が制定されていないため、徴収されていない。

<督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式の文書を作成、発行しているが、督促状には行政不服審査法に基づく教示はなされていない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

これまで強制執行等の措置を実施した事例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

これまで法的手段の実施はない。

<任意的手段の活用方法>

債務者宛てに、催告書の送付と共に債務承認書及び分納計画書を送付してい

るが、いずれの書面についても債務者から徴求するまでには至っていない。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

債務者の1名については、メールを利用して、債務者の返済能力に関するやり取りが行われている事実が確認できたが、具体的な勤務先の聴取などは行われておらず、資産の有無、返済能力の有無の調査までは行われていない。もう1名については、所在も把握していない状況であり、資産、返済能力に関する調査も行われていない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

債務者でない者への財産調査等は実施されていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

入学時に必ず保証人を徴求しているが、債務者2名のうち1名については保証人に対する請求は一切行われていない。また、もう一名については、平成28年5月26日に保証人である債務者の実父に対して催告状を送付しているものの、それ以降の請求は行われていない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

これまで、債務者が死亡して相続が発生した事例はない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

債権回収の困難性の判断に係る方針、基準等は存在しない。未収債権の内容が県立女子大学の授業料であるため、未収債権となる件数自体が極めて少なく、現在の未収債権は平成27年度の3件（実人員は2名）だけである。県立女子大学の授業料を納期限までに納付できないケースもあるが、納期限までに納付をされなかった場合でも、その多数は調定を行った年度内に納付となることから、繰越調定の対象となる債権は極めて少ない。そのため、債権回収が困難な場合の判断基準などは整備されていないとのことである。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難である場合の独自の処理方針、処理方法は存在しない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

これまで、徴収停止措置、履行延期の特約を利用した事例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成15年度の外部監査での指摘事項は、入学金・授業料等（納付金）未入金督促手続について、県民の債権保全を図る、回収可能性のない債権に対して無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける、督促方法が属人ペースになることを防止するという観点から、詳細にマニュアル化を進めることが必要というものである。

イ．改善措置の状況等

繰越調定の対象となる未収債権自体が少ないため、現在もマニュアル等は作成されていない。平成15年度の指摘事項に関して、「フローチャートを改定した」との回答を行っているが、実際にはフローチャートといったものは作成されておらず、改定も行われていなかった。

(7) 指摘事項

ア. 【不服申立ての教示をすべきであること（指摘事項1）】

<結論>

納入通知及び督促に際して不服申立ての教示をすべきである。

<理由>

本債権は公債権であるところ、納入通知及び督促に際しては、これらが行政処分であることから、不服申立ての教示が必要となる。しかし、教示はされていない。財務会計システムにおいて教示の印字がされないとしても、別の用紙により教示することは可能である。不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、公債権であれば教示すべきである。

(8) 意見

ア. 【未収債権の督促手続についてマニュアル化を進めること（意見3）】

<結論>

平成15年度の外部監査での指摘事項として、入学金・授業料等（納付金）未入金の督促手続きについて、詳細にマニュアル化を進めるように指摘されていたところ、現在に至るまで、マニュアル化が進められていないため、今後、未収債権の督促手続についてマニュアル化を進めるべきである。

<理由>

平成15年度の外部監査では、未収債権の督促手続きについてマニュアル化を進めることを求められていたところ、マニュアル化を進める理由については、県民の債権保全を図る、回収可能性のない債権に対して無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける、督促方法が属人ペースになることを防止するということがあげられていた。

今回、監査対象とした未収債権3件（実人員2名）について督促の状況を確認したところ、債務者宅の訪問は一度も行っておらず、文書（催告書）の送付と電話、メールでの連絡だけであった。しかも、債務者2名のうち、1名については、平成28年5月26日に催告書を一度送付しただけで、その後は何等の催告も行われておらず、県民からは、債権回収の努力を一切していないと評価されるような状況である。また、保証人に対する督促等が行われたような記録もほとんど残されていない。

このような債務者等に対する督促状況を踏まえると、未収債権の数が少ないとはいえ、督促方法についてマニュアル化を進めて、定期的に債務者宅の訪問を含めた催告等が行われるようにするべきであり、保証人に対する催告についてもマニュアルに沿って適切に行われるようにする必要性が高い。

仮に、未収債権について回収ができずに、時効期間経過により不納欠損処理

をすゝるとして、その前提が、債権回収の努力を尽くしたことにあることに再度留意する必要がある。